「森・川・里・湖」が織りなす持続可能な暮らし
──滋賀県農業の“みらい”のための取組みが始まる──

主席研究員　河原林孝由基

1　琵琶湖は私たちの生活を映す鏡

琵琶湖は周囲を伊吹山地・鈴鹿山脈・比良山地といった1,000mを超える高い山々に囲まれ、大小約450本もの河川が流れ込んでいる。その流域は滋賀県の県域とほぼ一致(県土の約96％が流域面積)し、県内に降った雨や生活等から出る水のほとんどが琵琶湖に集まる。一方で、流れ出る河川は瀬田川の１本のみで宇治川・淀川と名前を変えて大阪湾に注ぎ、県内はもとより京都府・大阪府・兵庫県にまたがり1,450万人の暮らしを支える貴重な水資源となっている(第１図)。

1970年代、琵琶湖の水質悪化が深刻化し、生活から出る雑排水が問題となるなか、77年に淡水赤潮が大発生した。この植物プランクトンの異常繁殖は合成洗剤に含まれるリンによる水域の富栄養化が一因であることが判明し、女性団体や主婦を中心としたそれまでの勉強会や石けんの共同購入運動は大きな展開をみせる。リンを含む洗剤の使用を止めて天然樹脂を主原料にした粉石けんを使おうという運動(いわゆる「石けん運動」)は県民全体を巻き込んだ大きなうねりとなり、79年には世界に先駆けて富栄養化の防止に関する条例(琵琶湖条例)の制定をもって結実をみる。

第１図　琵琶湖への流入河川と流出河川

資料　独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所ホームページ

湖は一般的に海と比べ、人間活動や気候変動の影響を受けやすく、富栄養化、水位低下、土砂流入、酸性化、汚染、生態系の劣化などの問題が顕在化しやすい。湖・河川を取り巻く環境の変化は現代の環境問題の縮図であり、私たちの生活を映す鏡である。

2　琵琶湖と共生する暮らし

琵琶湖を目前に抱き、古くから当地の人々は自然と共生することでその恵みを最大限享受してきた。それは何千年といった時間のなかで繰り返されてきた営みであり、長い歴史のなかで暮らしを支え、独自の生活様式や文化、景観を作り上げてきた。

琵琶湖は県内の水のほとんどが集まる場所である。水源である森林にはじまり水を利用するそこでの暮らしを含めて流域全体で「森・川・里・湖(うみ)」の連関として捉える必要がある。持続可能性を考えるとき、水や物質の健全な循環や生態系の保全は流域が一体となってこそ取り組めるのであり、その結果が目前の琵琶湖という鏡を通じて映し出される。「石けん運動」にはじまる環境保全活動に県民が主体的に関わっていることがそれを物語っている。

それには人づくりも欠かせない。83年に始まる学習船「うみのこ」(新船は児童最大定員数180人)では、県内の全小学五年生を対象に湖上で一泊二日の体験学習を実施している。これまで累計55万人が乗船しており、県民の環境学習の強烈な原体験になっているという。2002年度から食育の観点も交えた農業体験学

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

習「たんぼのこ」を、07年度からは「うみのこ」に連動するかたちで小学四年生を対象に森林環境学習「やまのこ」を実施している。県では持続可能な社会を構築するうえで環境教育が重要との認識のもと、04年に全国初となる環境学習推進条例を制定している。

また、滋賀県には古くから近江商人の「三方よし」(売り手よし、買い手よし、世間よし)の精神や日本の“社会福祉の父”と呼ばれる糸賀一雄氏の「この子らを世の光に(注)」という思想に貫かれた福祉の実践がある。これら思想とも相まって、県民には高い環境意識、社会意識が育まれている。

3　環境こだわり農業

滋賀県の耕地面積は51,500ha、その92％を水田が占め琵琶湖周辺の平野部から周囲の山間部の棚田にまで広がっている(水田率は全国２位。以降、数値は19年現在)。県は03年に条例を制定し、化学合成農薬・化学肥料の使用量を通常の栽培の５割以下に削減し、濁水の流出を防止するなど環境負荷を減らす技術で生産する「環境こだわり農業」を積極的に推進している。生産された農産物は「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、県で認証制度を設けブランド化に努めている。「環境こだわり農業」は水稲の作付面積の44％にまで広がり、環境保全型農業の取組みとして直接支払交付金の実施状況をみても滋賀県は北海道に次いで全国２位であり、耕地面積に占める割合では突出している。

琵琶湖とその周辺の水田は用排水路でつながり、水田と魚の関係をみると、郷土料理“鮒(ふな)寿司”の材料となる固有種のニゴロブナをはじめ多くの魚が往来し、水田は格好の産卵・生育の場(魚のゆりかご)となる。水田は魚のえさとなるプランクトンが豊富で外来魚のブラックバスなどの外敵が少ない。高度経済成長期にほ場や湖岸道路の整備が進み、水田の生産性や交通の利便性の向上が図られた一方で、水田と水路に落差が生じ魚の往来が困難となった。結果、外来魚の増加と相まってニゴロブナの漁獲量は激減していく。そこで県は水田の生態学的調査や魚道の開発を行い、06年から水路に魚道(堰板(せきいた))を設置し魚の往来を可能とし、かつての水田の生態系機能を回復させる「魚のゆりかご水田プロジェクト」を推進している。このほかにも、県は農業と水産業を一体的に捉え、「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し各種施策を展開している。

4　しがの農業みらい条例

今般４月１日に「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」(愛称「しがの農業みらい条例」)が施行となった。気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させるとともに、これまでの環境と調和の取れた農業のさらなる展開と気候変動や廃プラスチック問題といった社会情勢の変化に対応するものである。これらは農業生産方法の変革を伴い、従って全ての農家が対象になる。そのため県が主導して、スマート農業や良質な土づくりの普及のほか、気候変動に適応した新品種や栽培方法の開発など生産性を高めて農業所得の向上が図られる施策を展開していく。それを県民全体が支えるのである。それが民意となって条例の実現をみた。

環境との調和や社会的課題の解決には経済面でも持続可能であることが重要である。滋賀県での一連の取組みは「経済×環境×社会」的課題の統合的・同時解決を指向し様々なステークホルダーとのパートナーシップで実現するSDGsのアプローチを先取りしている。今度はこの地で農業の“みらい”のための取組みが始まった。期待したい。

(注)詳しくは河原林孝由基(2020)「“誰一人取り残さない”SDGs未来都市への歩み―滋賀県・湖南市にみる福祉とエネルギーの自治と実践―」『農中総研 調査と情報』web誌、９月号を参照のこと。https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2009re5.pdf

＜参考文献＞

・滋賀県(2018)『琵琶湖ハンドブック三訂版』

(かわらばやし　たかゆき)